

平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島ナオミ保育園

子ども家庭部子ども子育て推進課

昭島市監査委員

# 平成 30 年度財政援助団体等監査結果報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

## 第 2 監査の対象

財政援助団体	所管部課
社会福祉法人ダビデ会 昭島ナオミ保育園	子ども家庭部子ども子育て推進課

## 第 3 監査の範囲

平成 28 年度及び平成 29 年度に交付された「昭島ナオミ保育園改修工事費補助金」に係る出納その他の事務

## 第 4 監査の実施日、場所、対象団体及び所管部課

- 1 実施日 平成 30 年 10 月 18 日(木)
- 2 実施場所 監査事務局、昭島ナオミ保育園
- 3 対象団体 昭島ナオミ保育園（実地監査）
- 4 所管部課 子ども家庭部子ども子育て推進課（実地監査）

なお、予備調査については、平成 30 年 8 月 27 日から同年 9 月 14 日までの間で実施した。

## 第 5 監査の期間

平成 30 年 8 月 13 日から平成 30 年 11 月 26 日まで

## 第 6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、第 7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第 7 監査の着眼点

- 1 所管部課
  - (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
  - (2) 補助金交付要綱は整備されているか。

- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。
- (7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助事業は適正に実施され、十分に効果が上げられているか。
- (4) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (7) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (8) 団体の諸規程等は、整備されているか。

## 第8 昭島ナオミ保育園の概要

### 1 目的

この社会福祉法人は、キリスト教精神に基づき人格教育を通して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、支援することを目的としている。

### 2 所在地

東京都昭島市玉川町一丁目10番4号

### 3 実施事業の概要

社会福祉事業（第2種）

#### ① 認可保育所

昭島ナオミ保育園

収容定員 113名（0歳児8名、1歳児21名、2歳児21名、3歳児21名、4歳児21名、5歳児21名）

#### ② 地域子育て支援拠点事業

つどいの広場、地域ふれあい館、地域支援館、地域学習館

③ 一時預かり事業

昭島ナオミ保育園内

4 組 織

理 事 長	1 名
業務執行理事	1 名
理 事	4 名
監 事	2 名
評 議 員	7 名

5 運 営 体 制

地 域 委 員 会
研 修 委 員 会
保 健 委 員 会
環 境 委 員 会
行 事 委 員 会

第9 補助事業

(1)補助対象工事費

99,792,000 円

(2)補助金交付額

平成 28 年度	8,730,000 円
平成 29 年度	78,586,000 円
合 計	87,316,000 円

内訳

国の基準による補助額	49,896,000 円	補助率 1/2
都の基準による補助額	12,471,500 円	補助率 1/8
市の基準による補助額	24,948,500 円	補助率 1/4
合 計	87,316,000 円	

## 第10 監査の結果

### 1 対象団体（昭島ナオミ保育園）

昭島市民間保育所等整備補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき、昭島ナオミ保育園に交付した補助金の対象となる経費の出納事務について、普通預金通帳、証拠となるべき書類と昭島市民間保育所等整備補助事業実績報告書、決算報告書等を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助金交付申請に係る書類については、適切に保存されていることが確認されたところであるが、市に提出した書類に関しては、当該書類の原本の写しを保管されるようにされたい。

### 2 子ども家庭部子ども子育て推進課

規則及び要綱の規定に基づき、昭島ナオミ保育園に交付する補助金の交付申請書等の審査、補助金の交付、補助金の交付の事務に係る事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、当該補助金に係る書類については適正に保存されていることが確認されているところであるが、今後、補助金の申請に直接関わらない協議段階の記録も保存されるよう努められたい。

また、財政援助団体から提出された書類については、全て收受印を押し、当該收受記録を明確にされるよう努められたい。

### 3 監査委員意見

補助金は、公益上必要があると認めた場合において対価なくして支出するものであることから、本市においては補助金を支出するに当たって、条例、規則、要綱等を作成し、その手続きを明確にすることによって補助金支出の適正化を図ってきているところである。

引き続き、補助金の執行にあたっては、より一層の関係書類の整備や、適正な管理に努められたい。